

①国名	Republic of North Macedonia (MK) (北マケドニア共和国)				
②名称	Ministry of Economy State Office of Industrial Property (SOIP)				
③所在地	Str. 11 Oktomvri No. 25 1000 Skopje The Republic of Macedonia				
④連絡先	(電話)(389 23) 103 601		(FAX)(389 23) 137 149		
	(E-mail) info@ippo.gov.mk		(internet) www.ippo.gov.mk		
⑤組織の長	Director :				
	Mr. Blerim Idrizi				
⑥沿革	(1) マケドニアは、1991年9月8日にユーゴスラビアから分離して独立国となった。				
	(2) マケドニアにおいては、特許、意匠、商標方を含む工業所有権法が1993年に制定され、1993年7月15日から施行された。その後、この工業所有権法は、2002年に法律No. 47及び2003年に法律No.42により改正された。更に、この工業所有権法は2004年に法律No. 9により改正され、この2004年の改正法が2004年7月1日から施行されている。				
	(3) マケドニアにおいては、2009年1月12日に産業財産権法(法律No. 07-1006/1)が制定され、2009年2月23日から施行された。				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、地理的表示、半導体集積回路の回路配置保護法				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1991/9/8	1991/9/8	1991/11/17		
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	2014/6/27	1991/9/8	2010/4/22	1998/3/2	1998/3/2
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
		2010/4/22		2004/2/4	2005/3/20
		ヘーグ			
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	2002/8/30		1997/3/18	2006/3/22	2010/10/6
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1991/9/8	2002/8/30	1995/8/10	1991/9/8	1991/9/8	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
2003/5/30	2010/5/26	2003/4/4			

①国名	Republic of North Macedonia (MK) (北マケドニア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数		47	42	24
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)		3	1	
	意匠	全数	302	206	209	188
		(内 外国出願)	266	189	176	181
		(内 日本から)	2	1	2	
	商標	全数	2,473	2,327	3,718	3,544
		(内 外国出願)	2,473	2,327	2,934	2,898
		(内 日本から)	38	33	49	43
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数		22	51	29
		(内 外国出願)			8	4
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)			9	2
	意匠	全数	292	232	183	193
		(内 外国出願)	263	204	163	174
		(内 日本から)	2	1	1	
	商標	全数	2,929	2,515	3,732	2,822
(内 外国出願)		2,929	2,515	3,067	2,820	
(内 日本から)		56	42	63	62	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> SOIPIは、経済省(Ministry of Economy)の下部組織である。

(情報が得られませんでした)

①国名	Republic of North Macedonia (MK) (北マケドニア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2011年3月5日施行 (2009年法律No. 07-1006/1を改正する2011年改正法) (注) 2011年改正法は条文が未入手のため、本解析は従前の2009年法律 No. 07-1006/1(2009年2月23日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	マケドニア国内のみ (工業所有権法第17条(1))
	④他国制度との関係	EPO加盟国 (工業所有権法第119条～第126条)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (工業所有権法第31条(1)、第32条(1)、第33条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。当初の出願書類の提出及び手数料納付を除いて、マケドニア国民で公認の弁理士、弁護士、又は公認の代理人資格を有する職員を有する法人を選任しなければならない。 (工業所有権法第22条)
	⑦出願言語	マケドニア語。マケドニア語以外の言語で出願した場合は、出願日から90日以内にマケドニア語の翻訳文を提出しなければならない。 (工業所有権法第18条(2)～(4))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年(出願日から9年以内に特許審査機関による実体審査の根拠資料を提出した場合)。 バイオ技術分野における特定の発明は、出願日から10年。 医薬品もしくは植物保護製品、又はそれらの製法に関する特許であって、当該製品を販売するために行政認可が必要な場合、補充的保護証明書により最長5年間延長することができる。 (工業所有権法第74条、第75条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第27条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から6月。 (1) 出願人又は前権利者による公認の博覧会における展示による開示。 (2) 出願人又は前権利者の意に反する開示。 (工業所有権法第28条(1)、第37条(1))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論又は数学的方法 (2) 美的創作物 (3) 精神的活動の方法、ゲームの方法、事業活動のへ方法、及びコンピュータプログラム。 (4) 情報の提示 (5) 成長の様々な段階における人体、及び遺伝子の配列又は配列の部分を含む人体の要素の単なる発見。 (以上、工業所有権法第25条(3)) (6) 動植物の品種及び動植物を生産するための生物学的方法に関する発明(一定の生物工学的発明等を除く)。 (7) 人間及び動物に対する外科手術、診断又は治療の方法に関する発明。 (8) その公表が公共の秩序又は道徳に反する発明(人のクローニング方法、胎芽の工業的/商業的利用等を含む)。 (以上、工業所有権法第26条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。出願人が実体審査機関に実体審査を求めたときは、完全な実体審査が行われる。 (工業所有権法第52条(1)1)、2)、同第61条～第66条) (注)マケドニア特許庁の審査を申立てた場合、不特許事由、出願時未公開先願等は審査されるが、新規性、進歩性は審査されない。(工業所有権法第52条(1)3)、同第56条～第60条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (工業所有権法第52条、第56条～第66条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。侵害訴訟が提起されている場合、審査が優先して行われる。 (工業所有権法第62条(6)、(7))
	⑮出願公開制度の有無	無。 (工業所有権法第60条、第52条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。権利存続期間中、利害関係人は庁に特許の無効を請求することができる。 (工業所有権法第275条、第276条(1))

①国名	Republic of North Macedonia (MK) (北マケドニア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2009年2月23日施行 (2009年法律No. 07-1006/1) (注) 2011年改正法は条文が未入手のため、本解析は従前の2009年法律No. 07-1006/1(2009年2月23日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	マケドニア国内のみ (工業所有権法第17条(1))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (工業所有権法第134条(1)、第135条(1)、第136条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。当初の出願書類の提出及び手数料納付を除いて、マケドニア国民で公認の弁理士、弁護士、又は公認の代理人資格を有する職員を有する法人を選任しなければならない。 (工業所有権法第22条(1)、(2))
	⑦出願言語	マケドニア語。マケドニア語以外の言語で出願した場合は、出願日から90日以内にマケドニア語の翻訳文を提出しなければならない。 (工業所有権法第18条(2)~(4)、第279条(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ4回、最長25年まで延長することができる。 (工業所有権法第172条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内国公知、内国刊行物 (工業所有権法第130条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間はいずれも開示日から12月。 (1) 創作者又は承継人による意匠の開示 (2) 第三者による意に反した意匠の開示 (工業所有権法第130条(2))
	⑪不登録対象	(1) 専ら物品の技術的機能によるのみきまる意匠。 (2) 他の物品との組合せて機能を発揮する物品であって、組合せのために正確な形状及び寸法で再生されなければならない物品の意匠(モジュール物品の場合を除く)。 (以上、工業所有権法第131条) (3) 物品の外観に関しない意匠。 (4) 公序良俗に反する意匠。 (5) 技術的図面を表す意匠。 (6) 地図/写真作品を専ら表す意匠。 (7) 国等の紋章等、旗、略称等を含む意匠(関係機関の承認を得た場合を除く)。 (8) マケドニアの文化遺産を模倣した名称、形状等を含む意匠(関係当局の承諾を得た場合を除く)。 (以上、工業所有権法第132条(1))
	⑫実体審査の有無	有。 (工業所有権法第151条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (工業所有権法第127条(3))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (工業所有権法第83条(2))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (工業所有権法第3条)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により出願日又は優先日から12月を超えない期間内で意匠出願の公告を延期することができる。 (工業所有権法第155条(1))
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係人は、出願の公告日から90日以内に異議申立を行うことができる。(付与前異議申立制度) (工業所有権法第156条(1))

①国名	Republic of North Macedonia (MK) (北マケドニア共和国)	
②無効審判制度の有無	有。利害関係人は、権利存続期間中、庁に意匠の無効を請求することができる。 (工業所有権法第275条、第276条(1))	
③登録表示義務	無。	
④費用 単位 MKD (マケドニア・ ディナール)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 500 MKD 200 MKD(1超の各意匠につき)</p> <p>[意匠権の維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料</p> <p>第1回目の5年間 2,000 MKD</p> <p>第2回目の5年間 800 MKD</p> <p>第3回目の5年間 800 MKD</p> <p>第4回目の5年間 800 MKD</p>	
⑤料金減免措置の有無	有。個人、身障者、学生及び兵役者は、出願料が50%に軽減される。	

①国名	Republic of North Macedonia (MK) (北マケドニア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2009年2月23日施行 (2009年法律No. 07-1006/1) (注) 2011年改正法は条文が未入手のため、本解析は従前の2009年法律No. 07-1006/1(2009年2月23日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	マケドニア国内のみ (工業所有権法第17条(1))
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商標、役務、団体商標、証明商標 (工業所有権法第175条(1)、第219条、第223条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、色彩商標、立体商標、結合商標 (工業所有権法第175条(2))
	⑦出願人資格	標章を所有者(自然人、法人) (工業所有権法第179条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (工業所有権法第178条(1)1)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。当初の出願書類の提出及び手数料納付を除いて、マケドニア国民で公認の弁理士、弁護士、又は公認の代理人資格を有する職員を有する法人を選任しなければならない。 (工業所有権法第22条(1)、(2))
	⑪出願言語	マケドニア語。マケドニア語以外の言語で出願した場合は、出願日から90日以内にマケドニア語の翻訳文を提出しなければならない。 (工業所有権法第18条(2)~(4))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (工業所有権法第121条(1)、(2))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 公の秩序または道徳に反する標識 (2) 図形的に表示できない標識 (3) 識別性のない標識 (4) 商品／役務の種類、目的、製法、質、価格等のみを表示する標章 (5) 商品／役務を表すために一般に用いられるようになっている標章 (6) 商品の機能上必須の形状のみからなる標章 (7) 商品／役務の出所、種類、質等について混同や誤解を生じさせる標章 (8) ぶどう酒又は蒸留酒について産地を擬装する標章 (9) 公の検証印を含む標章 (10) 国の紋章等を含む標章 (11) マケドニアの名称、略称、旗、紋章等を含む標章 (12) マケドニアの歴史上有名な人物の肖像や氏名を含むか、まねた標章 (13) マケドニアの文化遺産の名称、形状等を含むか、まねた標章 (14) 宗教の象徴を含むか、まねた標章 (工業所有権法第117条(1))
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (工業所有権法第178条(4))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (工業所有権法第181条(1))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (工業所有権法第194条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。侵害訴訟が提起されている場合、審査が優先して行われる。 (工業所有権法第190条(2))

①国名	Republic of North Macedonia (MK) (北マケドニア共和国)	
⑲出願公開制度の有無	無。	
⑳異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告日から90日以内に異議申立を行うことができる。 (工業所有権法第197条(1))	
㉑無効審判制度の有無	有。利害関係人は、権利存続期間中、商標の無効を庁に請求することができる。 (工業所有権法第275条、第276条(1))	
㉒不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、強制実施権設定の対象となる。 (工業所有権法第213条(1))	
㉓商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (工業所有権法第3条)	
㉔図形要素の分類	有。マケドニアは、2010年5月26日にウィーン協定に加盟している。	
㉕譲渡要件	無。商標権は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (工業所有権法第271条(1))	
㉖費用 単位 MKD (マケドニア・ ディナール)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 600 MKD(3分類まで) 100 MKD(3超の各分類につき) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 4,000 MKD(3分類まで) 1,000 MKD(3超の各分類につき)	
㉗料金減免措置の有無		